町では収集できません 専門の許可業者に処理を委託してください

2013年4月 宇美町事業系一般廃棄物の分け方と出し方



ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、処理方法などが規制されていますが、その中でも事業者の責務として、 「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。」となっています。

産業廃棄物の処理先は、(公益社団法人)福岡県産業資源循環協会 電話:651-0171 へお問い合わせ下さい。



	でみ収集日一覧表									
	業者	8 新聞 9 雑紙類 10 ダンポール 11 古布類	自 治 会	業者	11 もえるごみ	容器包装 プラ	空き缶・ 3 空きびん	4 ペットボトル	5 金属類	陶器・ 6 ガラス等
		毎週 🔭	黒穂・柳原・桜原 福博中央 上の原・障子岳・三原 神山手	大場清掃	毎 週 日·水曜日	毎月2・4回目の 月曜日	毎月3回目の 木曜日	毎月4回目の 木曜日	毎月1回目の 月曜日	毎月3回目の 月曜日
		毎週火曜日	飛岳1・飛岳2・飛岳3 宇美東・福博鎌倉 林崎・浦田・山ノ内		毎 週 月·木曜日	毎月2・4回目の 火曜日	毎月3回目の 火曜日	毎月4回目の 金曜日	毎月1回目の 金曜日	毎月3回目の 金曜日
	Щ		炭焼3・原田下・原田中央 四王寺坂1・四王寺坂2 四王寺坂3		毎週 火・金曜日	毎月2・4回目の 日曜日	毎月3回目の 日曜日	毎月4回目の 水曜日	毎月1回目の 水曜日	毎月3回目の 水曜日
	喜	毎週	辻荒木・井野・ 平成 ひばりが丘1・ひばりが丘2 ひばりが丘3	三上清掃	毎週日・水曜日	毎月2・4回目の 月曜日	毎月1回目の 木曜日	毎月2回目の 木曜日	毎月1回目の 月曜日	毎月3回目の 月曜日
			上宇美2・上宇美本通り 上河原・馬場・下宇美 早見・上宇美1・大名坂		毎週月・木曜日	毎月2·4回目の 火曜日	毎月1回目の 火曜日	毎月2回目の 金曜日	毎月1回目の 金曜日	毎月3回目の 金曜日
7		毎週金曜日	鎌倉・新成・原田上 明治町・仲山・四王寺 炭焼1・炭焼2・炭焼4 大谷・末広・貴船		毎 週 火・金曜日	毎月2・4回目の 日曜日	毎月1回目の 日曜日	毎月2回目の 水曜日	毎月1回目の 水曜日	毎月3回目の 水曜日



宇美町役場 環境農林課 **2 932-1111** (內線 544~546)

Fax 933-7512

大場 **公** 933-4045 清掃 Fax 933-4046

三上 🏠 933-7886 清掃 Fax 933-8034 山喜 **公** 932-9770 Fax 933-0318